

社会福祉法人 麗寿会 ケアハウス ふれあいの里 料金表

2024/12/01改定

入居時費用	管理費	支払方式	入居時 (円)	月 額 (円)			一括納入 償却月額 (円)	備考
				分割分	経費	小計		
		一括	3,180,000	0	0	0	13,250	施設整備にかかる費用を根拠として算出される費用(国基準) 一括納入分は20年の毎月(240月)均等割した額が償却 されていきます 未償却分は退居時に返還されます
		併用	1,200,000	8,250	10	8,260	5,000	

月額費用	生活費	食費(@1200円/日)及び共有部分維持管理費	54,124
	サービス提供費	サービス提供に係る費用(人件費等含む)※施設規模に伴い国基準あり	67,200
	個別光熱水費	居室内で使用する電気・水道・ガス使用料金(個別メーター有)の平均値	5,000

※サービス提供費はご本人の前年の対象収入に応じて下記の表に示す通り公的補助制度利用可能です

【参考 月支払い概算額】

階層区分	サービス提供費 算出対象収入範囲		サービス 提供費	生活費	個別 光熱水費 (平均値)	管理費 (併用方式 の方のみ)	支払い月額概算	
							管理費(併用)	管理費(一括)
1	1,500,000 以下	※夫婦入居	7,000	54,124	5,000	8,260	74,384	66,124
		※単身者	10,000	54,124	5,000	8,260	77,384	69,124
2	1,500,001 ~	1,600,000	13,100	54,124	5,000	8,260	80,484	72,224
3	1,600,001 ~	1,700,000	16,100	54,124	5,000	8,260	83,484	75,224
4	1,700,001 ~	1,800,000	19,100	54,124	5,000	8,260	86,484	78,224
5	1,800,001 ~	1,900,000	22,200	54,124	5,000	8,260	89,584	81,324
6	1,900,001 ~	2,000,000	25,300	54,124	5,000	8,260	92,684	84,424
7	2,000,001 ~	2,100,000	30,300	54,124	5,000	8,260	97,684	89,424
8	2,100,001 ~	2,200,000	35,400	54,124	5,000	8,260	102,784	94,524
9	2,200,001 ~	2,300,000	40,500	54,124	5,000	8,260	107,884	99,624
10	2,300,001 ~	2,400,000	45,600	54,124	5,000	8,260	112,984	104,724
11	2,400,001 ~	2,500,000	50,600	54,124	5,000	8,260	117,984	109,724
12	2,500,001 ~	2,600,000	57,700	54,124	5,000	8,260	125,084	116,824
13	2,600,001 ~	2,700,000	64,800	54,124	5,000	8,260	132,184	123,924
14 ~18	2,700,001 以上		67,200	54,124	5,000	8,260	134,584	126,324

※ご夫婦での入居に限り個々の対象収入を合算した額に1/2をかけた額を対象収入とする取扱いがございます。

その他費用	医療費	医療機関受診費用・薬代等の自己負担分	実費
	介護費	介護保険サービス利用の自己負担分	実費
	その他	日常生活費(食費以外の日常身の回り品等)	実費

【軽費老人ホームサービス提供費補助金制度について】

この補助金は国基準の補助金制度であり、入居施設を通じ神奈川県に申請する必要があります。
申請に当たっては、下記に示す「収入」及び「必要経費」にかかる必要書類を提出頂いた上で「収入申告」処理を行う必要があります。この手続きにより確定する「対象収入」の額に応じて毎年のご本人負担額が決定いたします。

従って、この制度をご利用される場合には、入居時並びに入居した後も毎年所定の時期(概ね2月)に、必要書類を施設に提出していただく必要があります。

《対象収入》 対象収入 = 前年(1月～12月)の収入 - 必要経費(1月～12月中支払済み)

《前年収入》

① 公的・私的を問わず、定期的に支給される収入

国民(老齢)年金/厚生(老齢)年金/退職共済年金/企業退職年金/厚生年金基金/遺族年金/恩給/障害年金/私的終身年金保険/給与所得/労働者災害補償保険/雇用保険/傷病手当金

② 財産収入

土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入

③ 利子、配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申告がされる場合に限り、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定する。

④ その他の収入

ア 不動産、動産の処分による収入(譲渡所得、山林所得等)、一時所得(生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金等)等、その他の収入については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定する。ただし、入所前の臨時的な収入(退職金等)は除く。

イ 相続、遺贈、または個人からの贈与による所得については、相続税または贈与税の課税価格を収入として認定する。

ウ 長期的に給付される賠償金(東京電力福島原子力発電所事故の賠償金等)

【添付資料】

- 前年分の課税証明書、源泉徴収票、振込金融機関の通帳、支払通知書、振込通知書、確定申告書等の写し。

《必要経費》

必要経費として認定するもの

ア 租税

所得税、住民税、相続税、贈与税の租税(ただし、固定資産税、都市計画税を除く。)

イ 社会保険料又はこれに準ずるもの。

ウ 医療費

前年中に支払った医療費(ただし、所得税法において医療費控除の対象となるものに限る)から保険金等で補填される額を除いた額の全額

エ 介護保険サービス料

介護保険法に規定する各種指定サービスを受けた場合に、事業者を支払う利用料(自己負担分)

オ その他

【添付資料】

- 各税の納税通知書の領収書、納税証明書等、支払いを証明できる書類、領収書、通帳の写し等。